

ベトナムの厳格な新型コロナ対策 (ハノイからの現地報告)

新型コロナウイルス感染症の拡散防止対策は、各国政府の危機対応能力を試される場面でもあったように思われます。中国湖北省武漢で発生したとされる新型コロナウイルスの拡散は、ベトナムにとっては、中国との陸上国境を経由して多くの人と物が交流するため非常に深刻な問題です。そのため、政府が中心となってウイルスの拡散防止のために厳格な各種の対策を講じました。ベトナムは、初期対応に成功した国として国際的に評価されていますが、政府のみならず国民の負担による成果であったことも事実です。本稿では、新型コロナウイルス感染症の拡散を防止するために、ベトナム政府がパンデミックに際して採用した措置を紹介させて頂こうと思います。

(1) 医療隔離措置

医療隔離は、自宅、医療機関、その他の施設や特定の場所及び地域の隔離を含みます。ワクチンの未開発段階では、この物理的な隔離がウイルス感染拡大防止のためには、有効かつ適切な措置でした。

隔離の対象者は、接触者確認方法（コンタクトトレーシング）によって、感染者（F0）、濃厚接触者（F1）、二次的接触者（F2等）に分類されました。そして、自宅、あるいは医療施設、軍事施設、学校、ホテルなどの隔離場所に集められました。これらの施設に対して過度な負担をかけていた影響もあって、一部の病院では物理的な個人間の距離や最低限の衛生状態の維持を満たすことができない事情がありました。一部の地域では、隔離施設

における新型コロナウイルスの患者数が地域社会の患者数よりも多くなることもありました。



(出所：ベトナム政府オンライン新聞)

(2) 社会的な隔離措置

社会的な隔離の手段として、人の動きを制限するために、(a) 流行地域の飲食店の営業を一時的に停止すること。(b) 感染症の伝播を媒介するとされた食品の取引と使用を禁止すること。(c) 流行地域の公共の場所における集会等の制限やレクリエーション活動及びサービスを一時的に停止すること。そして、緊急の場合には、流行地域における集会、その他の疾病を拡大するおそれのある活動を禁止すること。(d) 学校を閉鎖し、オンラインの授業への移行すること等の対策が講じられました。

特に、首都のハノイ市やベトナム最大都市であるホーチミン市では、過剰なほどの厳格な措置が取られました。例えばハノイ市では、官庁が発行する旅行許可証が提示できない限り外出を禁止し、そして中央当局や企業

の従業員の出勤人数を制限させてシフト勤務を勧める等の対策が講じられました。ホーチミン市では、市全域を対象に午後6時から翌午前6時までの外出禁止令が発令されると共に、全市民に対して市外への外出を禁止しました。

工業団地では、従業員の通勤によるウイルス拡散を防止するために、当面の間「現地で働く、食べる、寝る」という「スリー・オン・ザ・スポット (three-on-the-spot)」政策を実施し、企業に対して従業員を隔離するように求めました。しかし、このような隔離措置は企業にとって大きなコストになるだけでなく、従業員達にとっても悪条件下で何ヶ月も隔離生活を強いられる、負担になりました。

(3) 全国でワクチン接種

ベトナム政府は2021年2月25日に、新型コロナウイルスワクチンの購入と使用に関する決定 (21/NQ-CP 2021) を発表し、ワクチンの優先グループ等を定め、同年3月8日よりワクチン接種を開始しました。この決定は、政府が保健省にワクチンの購入、輸入、寄付の受け入れ、後援、管理、使用に関する権限を付与するとともに関係省庁及び地方官庁との調整役を担うことを明確に示したものです。

政府による無償のワクチン提供は、医療機関を含む防疫最前線部隊、軍、警察などと共に、各レベルの国会対策指導委員会のメンバー、隔離地域担当、追跡、疫学調査、地域毎の新型コロナウイルス防疫チーム、ボランティア、記者などの広範囲に渡る防疫関係者に優先的に配布されました。現時点では、ほぼ全ての大人に対してワクチンが提供されており、接種率も高くなっています。また、変異した新型コロナウイルスの出現に伴い、ベトナム政府は、高齢者や基礎疾患を持つ患者を対象に、ワクチンのブースター接種も実施しています。



(出所: <https://unsplash.com/photos/mAGZNECMcUg>)

高い接種率と追加接種により、ベトナムは新しい普通の生活に戻りつつあります。今後は、海外からの観光客の受け入れが開始される見込みもあります。感染対策は依然として必要ですが、再開のその暁には、皆さんのお元気な姿にお会いできるのを楽しみにしております。

著者紹介



Ms. DO Thi My Lien
(ド ティ マイ リエン)

GIP ASEANのベトナムメンバーオフィス (HAVIP Intellectual Property Co., Ltd.) の代表弁理士。ベトナム国立大学で英語学士修了後、経営学修士取得。国際商標協会 (INTA)、アジア弁理士協会 (APAA)、国際知的財産保護協会 (AIPPI) 会員

編集者紹介



魯 佳瑛 (ノ・カヨン)

日本弁理士、新樹グローバル・アイビー特許業務法人所属。1981年韓国ソウル生まれ。ソウルの成均館大学卒業。2006年よりソウルの特許事務所での知的財産分野のキャリアをスタート。結婚をきっかけに来日。2014年日本弁理士試験合格。専門は、商標・意匠。